

規則

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第十七号

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則の一部を改正する規則

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則（令和三年埼玉県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「磁気テープその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下この項及び第三十三条において「磁気テープ等」という。）により納入の通知をする場合にあつては、当該磁気テープ等」を「当該通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。」に改める。

第二十四条第一項中「第三十三条の二」の下に「において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項」を加える。

第三十一条第一項中「第二十一条の十二第一項」を「第二十一条の十一第一項」に改め、同条第三項中「第二十一条の十二第一項ただし書」を「第二十一条の十一第一項ただし書」に改める。

第三十二条中「案内書」の下に「（当該案内書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）」を加える。

第三十三条中「（磁気テープ等により口座振替の方法による支払の通知をする場合にあつては、当該磁気テープ等をいう。）」を削る。

第四十四条第一項中「令第二十一条の十一第一項」を「法第三十三条の二において準用する地方自治法第二百四十三条の二第一項」に改める。

第五十五条第二項中「第六十六条の六第一項」を「第六十五条の五第一項」に改め、同条第三項中「第六十六条の六第二項」を「第六十五条の五第二項」に改める。

第九十四条中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

第九十六条第二項を次のように改める。

2 固定資産を貸し付けることができる期間は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、第四号の場合において、知事が特に必要と認めるときは、同号に定める期間を超えて貸し付けることができる。

一 借地借家法（平成三年法律第九十号）第二十二条第一項の規定による土地の

貸付け 五十年以上

二 借地借家法第二十三条第一項の規定による土地の貸付け 三十年以上五十年未満

三 借地借家法第二十三条第二項の規定による土地の貸付け 十年以上三十年未満

四 前三号の場合を除くほか、土地及びその定着物（建物を除く。）の貸付け 十年以内

五 建物その他の物件の貸付け 五年以内

別記様式第二十六号中「第33条の2」の次に「において適用する地方自治法第243条の2第1項」を加える。

附 則

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

2 地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）附則第二条第四項において準用する同条第三項の規定により同法の施行の日の前日において現に公金の収納に関する事務を行わせている者になお従前の例により当該従前の公金事務を行わせる場合におけるこの規則による改正前の埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則第二十四条及び別記様式第二十六号の規定の適用については、令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。